

平成27年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第1日（平成27年9月4日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 諸報告	4
日程第4 議案第62号 宇治田原町監査委員の選任について	6
日程第5 議案第63号 宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について	7
日程第6 議案第52号 宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するについて	7
日程第7 議案第53号 宇治田原町手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて	7
日程第8 議案第54号 宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の策定について	7
日程第9 議案第49号 平成27年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）	7
日程第10 議案第50号 平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	7
日程第11 議案第51号 平成27年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）	7
日程第12 議案第55号 平成26年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について	11
日程第13 議案第56号 平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について	11
日程第14 議案第57号 平成26年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	11
日程第15 議案第58号 平成26年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	11
日程第16 議案第59号 平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	11

日程第17	議案第60号	平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定について……………	11
日程第18	議案第61号	平成26年度宇治田原町水道事業会計決算認定につい て……………	11
日程第19	決算特別委員会の設置について……………		18
日程第20	意見書第1号	憲法違反の「安全保障関連法案」の撤回・廃案を求 める意見書（案）……………	18
日程第21	意見書第2号	「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書（案）…	19

平成27年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第1号)

平成27年9月4日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案第62号 宇治田原町監査委員の選任について
- 日程第5 議案第63号 宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第52号 宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第7 議案第53号 宇治田原町手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第8 議案第54号 宇治田原町辺地総合整備計画(奥山田辺地)の策定について
- 日程第9 議案第49号 平成27年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第50号 平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第51号 平成27年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第55号 平成26年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第56号 平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第57号 平成26年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第58号 平成26年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第59号 平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第60号 平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計歳入歳出

決算認定について

- 日程第18 議案第61号 平成26年度宇治田原町水道事業会計決算認定について
日程第19 決算特別委員会の設置について
日程第20 意見書第1号 憲法違反の「安全保障関連法案」の撤回・廃案を求める意見書（案）
日程第21 意見書第2号 「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書（案）

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	稲石義一	議員
	2番	内田文夫	議員
	3番	山内実貴子	議員
	4番	安本修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	青山美義	議員
	7番	垣内秋弘	議員
	8番	奥村房雄	議員
	9番	原田周一	議員
	10番	上林昌三	議員
11番	谷口重和	議員	

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	西谷信夫君
副町長	田中雅和君
教育長	増田千秋君
理事兼総務課長	山下康之君
理事兼企画・ 財政課財政課長	小西基成君

理事兼福祉課長	大江輝博君
理事兼建設・環境課建設課長	光嶋隆君
総務課危機管理担当課長	清水清君
企画・財政課企画課長	奥谷明君
会計管理者兼税務・会計課長	馬場浩君
戸籍・保険課長	長谷川みどり君
健康長寿課長	黒川剛君
建設・環境課環境課長	三好茂一君
産業振興課長	木原浩一君
上下水道課長	野田泰生君
教育次長	谷村富啓君
教育課長	岩井直子君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	久野村観光君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中 修） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、今西久美子君、7番、垣内秋弘君を指名します。

以上の両名に差し支えのある場合には、次の順序の議員にお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（田中 修） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から10月2日までの29日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって会期は本日から10月2日までの29日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

◎諸報告

○議長（田中 修） 日程第3、諸報告を行います。

会議規則第129条の規定により行われました議員派遣につきましては、お手元にお配りしたとおりでございます。

また、議長において受理いたしました要望書1件、陳情書1件につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

これで諸報告を終わります。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） 皆さんおはようございます。

9月議会定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

日中は、まだまだ厳しい残暑が続いておりますが、朝夕はめっきりしのぎやすく、秋の訪れを感じるきょうこのごろとなつてまいりました。議員各位におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと心からお喜び申し上げますとともに、平素は宇治田原町政の推進に何かとご理解とご尽力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、平成27年第3回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、公私ともお忙しい中、ご参集をいただきまして、ここに開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

さて、去る8月25日から28日にかけて開催されました第69回全国茶品評会におきまして、かぶせ茶の部で、下岡清富さんが見事、農林水産大臣賞を受賞されました。また、5日から7日にかけて岐阜県揖斐川町で行われました第68回関西茶品評会におきましては、本町が、かぶせ茶の部で7年ぶりの産地賞に輝き、あわせて、玉露の部で同じく下岡さんが農林水産大臣賞を受賞されました。また、京都府茶品評会におきましても本町から多数入賞され、出品者をはじめ、茶摘みさんリーダーなどの総力により、日本緑茶発祥のまちの存在感を示すことができました。今後も日本緑茶発祥の地・茶文化のまち宇治田原を広く全国に情報発信し、本町のPRができるようさまざまな施策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、ご承知のとおり、去る8月28日には、都市計画道路宇治田原山手線の早期完成を求める住民会議の啓発活動を行っていただきました。昨年に引き続き、郷之口地区において横断幕、また各町内主要箇所へのぼり旗、懸垂幕の設置をしていただき、町内各地に山手線早期完成の思いを周知できたものと考えているところでございます。

昨年、住民会議の役員様をはじめ、多くの住民の皆様のお熱い声を山田知事に届けることができ、今年度の京都府予算に調査費が計上され、道路予備設計業務を実施される運びとなったところでございます。

今後とも、山手線の整備実現に向けた問題点について京都府と協議を重ねながら、本町のさらなる発展と、住民の安心・安全確保のために必要な道路として、山手線の早期完成をはじめとする本町のまちづくりの推進に全力を傾注してまいりたいと考えておりますので、皆様方のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今議会では、平成26年度の各会計の決算についてご審議をいただくところでございますが、一般会計におきましては、景気低迷の影響下で減収傾向にあった自主財源等が

やや下げどまりする傾向を見せるものの、経常収支比率は悪化しており、今後、扶助費、公債費の増加が想定されることを踏まえると、義務的経費の増加による財政の硬直化が懸念される中、引き続き注意を要する状況にあります。

また、国民健康保険特別会計におきましては、平成22年度から4年連続で、単年度収支におきまして若干の黒字を計上しておりましたが、平成26年度は再び赤字を計上することとなりました。依然として保険給付費は高い状況にあり、累積赤字を抱えているところでございます。

一般会計、特別会計を通じまして、今後とも常に健全財政の確保継続に努めますとともに、住民福祉の向上と安心・安全なまちづくりの推進などに努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、平成26年度各会計決算につきましては、去る8月19日、20日の両日にわたりまして監査委員の審査を受けましたことを報告させていただきますとともに、残暑厳しい中、ご苦勞いただきました監査委員の方々に厚くお礼を申し上げます。

今議会にご提案させていただきます議案は、平成27年度一般会計補正予算（第3号）をはじめ予算関係3件、条例関係2件、一般議案1件、平成26年度決算関係7件、人事関係2件、合わせまして15件でございます。

それぞれの議案の内容につきましては、後ほど提案説明させていただきますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご承認、また、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願いを申し上げます。

◎議案第62号の上程、説明

○議長（田中 修） 次に、日程第4、議案第62号、宇治田原町監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第62号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第62号、宇治田原町監査委員の選任につきましては、現監査委員として3期12年の長きにわたりご尽力を賜ってまいりました垣内太平氏が平成27年9月30日をもって任期満了となりますことから、同氏の後任者として本多八朗氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

本多氏におかれましては、人格が高潔で、財務や経営管理に関しすぐれた見識を有されており、監査委員として最適任者でありますことから選任させていただきたいと考えております。

どうぞよろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） ただいま議題となりました議案第62号につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決しました。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（田中 修） 次に、日程第5、議案第63号、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第63号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第63号、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、安井要氏、上野藤一氏及び大北康人氏の任期が、いずれも本年10月12日をもって満了となることから、3氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

3名の方におかれましては、人格高潔にして識見も高く、固定資産評価審査委員会委員として最適任者であることから再任させていただくものでございます。

どうぞよろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） ただいま議題となりました議案第63号につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決しました。

◎議案第52号～議案第54号、議案第49号～議案第51号の一括上

程、説明、質疑

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第6から日程第11、議案第52号から議案第54号及び議案第49号から議案第51号までの6議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） 議案第52号から第54号まで及び議案第49号から第51号までの6議案につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案第52号、宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が公布され、個人番号の付番等に関し、平成27年10月5日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、番号法において、新たに付番される個人番号と従来の個人情報を結びつけた、特定個人情報に関する新たな取り扱いのルールが規定されたことに伴い、本条例における特定個人情報の取り扱い等について、番号法に対応した改正を行うものでございます。

続きまして、議案第53号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、議案第52号と同様、番号法が施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、個人番号をお知らせする通知カード及び平成28年1月1日以降、希望者に順次交付される個人番号カードの再交付手数料を追加し、個人番号カードの交付開始に伴い、交付申請を停止する住民基本台帳カードの交付手数料を削除するものでございます。

続きまして、議案第54号、宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の策定につきましては、奥山田辺地に係る辺地総合整備計画について、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間と定め、公共的施設の整備を進めてきたところですが、引き続き同辺地における公共的施設の整備を推進していく必要があることから、新たに平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間と定め、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第49号、平成27年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）につきましては、宇治田原山手線整備事業費をはじめ、町道4の31号線歩道舗装改修工事など道路事業を中心として補正するものであり、補正額は1億249万3,000円の追加となり、補正後の予算総額を44億564万7,000円とするものでございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入につきまして、その主なものをご説明申

し上げます。

国庫支出金3,162万5,000円、府支出金622万円、繰越金2,199万3,000円、町債4,350万円などを追加するとともに、繰入金94万5,000円を減額しています。

次に、歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

総務費では、昨年度末に納付されました公共施設整備寄附金の積み立てとして公共施設整備基金積立543万7,000円、町税過年度分還付金及び加算金250万円を追加するなど、合計で803万7,000円を追加しています。

民生費では、次期地域福祉計画を策定する経費としての地域福祉計画策定事業費193万8,000円をはじめ、老人保健過年度医療費の国・府等への返還金として102万1,000円を追加するなど、合計で350万円を追加しています。

衛生費では、骨髄・末梢血幹細胞の提供を行うドナーに対する骨髄ドナー助成事業費14万円、また、総合文化センター付近におけるソーラー・LED街路灯整備事業費540万円、合計で554万円を追加しています。

農林水産業費では、新規就農者に対する給付金として農業担い手対策事業費75万円を追加しています。

商工費では、商工会が実施するふるさと情報発信に係る補助金として、ふるさと情報発信円滑化事業費19万5,000円を追加しています。

土木費では、宇治田原山手線整備に係る公有財産購入費として7,804万7,000円をはじめ、町道4の31号線の歩道舗装改修工事等に係る町道新設改良事業費700万円、また、道路・橋梁の舗装修繕等を実施する事業費1,900万円を追加するなど、合計で8,447万1,000円を追加しています。

次に、「第2表 債務負担行為補正」につきましては、地域福祉計画策定事業の平成28年度の債務負担の限度額を定めるものでございます。

次に、「第3表 地方債補正」につきましては、道路橋梁改良舗装事業債につきましては、宇治田原山手線をはじめ、町道4の31号線歩道舗装改修事業等を実施するに当たり地方債を活用するため、既定の限度額を増額するものでございます。

続きまして、議案第50号、平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましては、交付金及び納付金等の確定及び保健事業等における所要見込額の増加により補正するもので、補正額は635万4,000円の追加となり、補正後の予算総額を13億4,712万5,000円とするものでございます。

歳入では、前期高齢者交付金599万3,000円、繰入金51万5,000円、諸収入146万8,000円を追加するとともに、国庫支出金162万円、療養給付費等交付金過年度分1,000円、繰越金1,000円を減額しています。

歳出では、総務費34万5,000円、後期高齢者支援金22万3,000円、前期高齢者納付金1万3,000円、保健事業費34万円、また過年度に交付された国庫支出金等への返還額として諸支出金において874万7,000円を追加するとともに、老人保健拠出金1,000円、介護納付金193万円、前年度繰上充用金138万3,000円を減額しています。

続きまして、議案第51号、平成27年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、まず、保険事業勘定において、前年度の国・府支払基金の交付金及び繰越金などの確定及び介護予防事業における所要見込額の増加により補正するもので、補正額は299万2,000円の追加となり、補正後の予算総額を8億3,474万2,000円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金5万2,000円、支払基金交付金222万9,000円、府支出金63万7,000円、繰越金990万2,000円を追加するとともに、繰入金982万8,000円を減額しています。

歳出では、地域支援事業費20万8,000円、前年度国庫負担金等の精算による返還金等278万4,000円を追加しています。

介護サービス事業勘定においては、前年度繰越金の確定により、補正額は70万1,000円の追加となり、補正後の予算総額を497万6,000円とするものでございます。

歳入では、前年度繰越金70万1,000円を追加し、歳出では、事業費70万1,000円を追加しています。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

議案第52号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第52号に対する質疑を終わります。

議案第53号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第53号に対する質疑を終わります。

議案第54号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第54号に対する質疑を終わります。

議案第49号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第49号に対する質疑を終わります。

議案第50号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第50号に対する質疑を終わります。

議案第51号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第51号に対する質疑を終わります。

以上で各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号及び議案第54号の2議案は総務産業常任委員会に、議案第53号は文教厚生常任委員会に、議案第49号から議案第51号までの3議案は補正予算特別委員会に、それぞれ付託することにしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり、6議案につきましては、それぞれの常任委員会及び補正予算特別委員会に付託することに決定いたします。

◎議案第55号～議案第61号の一括上程、説明

○議長（田中 修） 同じく会議規則第37条により、日程第12から日程第18、議案第55号から議案第61号までの7議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第55号から第61号までの7議案につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案第55号、平成26年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、決算額は、歳入43億1,028万1,173円、歳出41億2,948万6,798円で、歳入歳出差引残額は1億8,079万4,375円となり、翌年度へ

繰り越すべき財源 4, 024万7, 000円を差し引きますと、実質収支額は1億4, 054万7, 375円となりました。

続きまして、議案第56号、平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定につきましては、決算額は、歳入10億7, 448万7, 717円、歳出11億4, 080万4, 290円で、歳入歳出差引歳入不足額6, 631万6, 573円となり、このため翌年度歳入からの繰上充用により不足額を補てんいたしました。

続きまして、議案第57号、平成26年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、決算額は、歳入8, 745万710円、歳出8, 649万5, 631円で、歳入歳出差引残額は95万5, 079円となりました。

続きまして、議案第58号、平成26年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、まず、保険事業勘定の決算額は、歳入7億1, 867万8, 739円、歳出7億867万6, 625円で、歳入歳出差引残額は1, 000万2, 114円となりました。続きまして、介護サービス事業勘定の決算額は、歳入461万9, 297円、歳出381万7, 377円で、歳入歳出差引残額は80万1, 920円となりました。

続きまして、議案第59号、平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、決算額は、歳入7, 368万3, 069円、歳出7, 368万3, 069円で、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

続きまして、議案第60号、平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、決算額は、歳入5億9, 563万8, 025円、歳出5億8, 505万7, 645円で、歳入歳出差引残額は1, 058万380円となり、翌年度へ繰り越すべき財源370万4, 000円を差し引きますと、実質収支額は687万6, 380円となりました。

続きまして、議案第61号、平成26年度宇治田原町水道事業会計決算認定につきましては、決算額は、収益的収入及び支出では、収入は2億6, 931万8, 966円、支出は2億4, 025万1, 986円となり、資本的収入及び支出では、収入1億2, 334万1, 866円、支出3億7, 134万864円となりました。

なお、当年度純利益は1, 181万864円であります。

以上、よろしくご審議をいただき、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりました。

ここで監査委員より決算監査について、監査報告を求めます。監査委員、青山美義君。

○監査委員（青山美義） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまより、決算審査につきましてご報告申し上げます。

地方自治法及び地方公営企業並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた規定により、一般会計及び各特別会計の決算並びに健全化判断比率及び資金不足比率について、関係帳簿、証書類などの書類が審査に付され、8月19日及び20日の両日にわたり、垣内代表監査委員とともに審査を行いました。

その結果につきましては、お手元に配付いたしております決算審査意見書のとおりであります。

まず、水道事業会計を除く平成26年度宇治田原町の各会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告を申し上げます。

審査を行った決算書、帳簿及び証書類等は、平成26年度宇治田原町一般会計及び各特別会計に係ります歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各種関係諸帳簿及び証書類であります。

また、現地調査は、地域防犯推進事業をはじめ、3事業について実施いたしました。

審査の統括意見としては、各会計の決算、財産について、予算現額、収入済額、支出済額、関係帳簿、証書類など、その内容を審査した結果、計数的に正確であり、予算執行の成果等各会計とも良好であり、現地調査についても事業執行は適正であると認めます。

個別意見といたしまして、まず、一般会計決算の総括意見としては、我が国経済の基調判断は、内閣府が発表した月例経済報告によると、景気は穏やかな回復基調が続いているとされ、先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種施策の効果もあって穏やかに回復していることが期待される。ただし、中国経済をはじめとし、海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があるとされる。

本町の財政状況は、穏やかな景気回復が期待される中、歳入の根幹となる主要税目の町民税のうち法人町民税において法人税割れが増加しており、固定資産税・軽自動車税にあっても微増となっている。なお、町たばこ税は約300万円減少したが、町税全体では約2,500万円の増収となっている。

また、投資的事業経費の減少により、国庫支出金で地域の元気臨時交付金、防災・安全交付金等が減額となったものの、府支出金においては、農地農業用施設災害復旧費補助金等により増加している。

地方交付税においては前年度より微減しており、町債においても防災対策事業債及び道路改良舗装事業債の減により大幅な減となっている。

歳入全体においては、前年度を約1億4,700万円下回っている状況である。

このような中、財政運営については、持続可能な健全財政運営を目指し、中長期的な財政見通しにより、経常経費の節減合理化に努めるとともに、創意と工夫をもって財源の重点的かつ効果的に運用を図られたところである。

平成26年度も、財政調整基金の切り崩しが行われているが、総体的に健全な財政運営に努めてきたことが伺える。

各種施策にあつては、安心・安全のための体制整備の推進、基幹産業の振興、都市基盤整備、教育文化環境の整備、福祉の充実、住民自治の振興など、町政の各般にわたる施策について、積極的かつきめ細やかに実施された結果、本年度も実質収支で黒字決算を打たれたその成果は良好である。

歳入については、町税収入は前年度に比べ増加しており、法人町民税が景気の上向きにより増加傾向に転じており、今後においても期待できるものと推察される。

しかし、このような状況にあつても、町税の安定した収入は財政運営の根幹をなすものであり、従来にも増して的確な課税客体の把握と徴収の確保に努力されることを期待するところである。

各種補助金等については、厳しい財政事情下でありながら、有利な起債の借り入れ、あらゆる制度を活用し財源の確保が図られたことは、職員各位の努力によるものであり、今後とも引き続き京都府をはじめ関係機関との連携を密にしながら、適切な財源確保について、調査・研究を進められるよう期待する。

また、徴収率の向上は図られてきているが、町税及び国保税並びに各種保険料等については、依然として未収金がある。負担の公平性からも、さらなる徴収努力をされたい。その他の歳入については、法令もしくは条例等に基づき的確に収入されており、良好と認める。

次に、歳出については、本年度の予算額に対する執行割合は、翌年度への繰り越し分を控除するとほとんどの款で96%以上の執行がされており、予算の見積もりが適正に行われているとともに、住民要望に対し積極的な取り組みがされた結果であると判断さ

れる。

その他、各項目別に支出状況並びに支出効果等につき審査を行ったが、厳しい財政状況を踏まえ、適正に執行状況に努力されている結果がうかがえる。

一方で、社会保障関係など義務的経費は増大してきており、求められる行政需要に応えることはもちろん、その財源を確保していくためには、引き続き適切な財政運営に努められることを望むところである。

また、地方分権の進展とともに、地方が自主的に取り組まなければならない事業の増加などにも留意せねばならず、財政運営の適正化と健全化に、これまで以上の努力を払われるよう望むところである。

地方自治体をめぐる財政状況は依然として厳しい状況で推移することが予想され、そのような状況にあっても健全な自治体運営を行っていくために、さらなる行財政改革の推進を図り、中長期的視野に立った効率的な財政運営に務められたい。

次に、国民健康保険特別会計（事業勘定）決算についてですが、国民健康保険特別会計では、医療費の適正化対策や保健事業の充実等に重点を置いて運営に取り組まれているが、平成26年度においては累積で約6,632万円の不足額が生じている。

国民健康保険をはじめとする公的医療保険制度の現状は、医療費の歳出が増加する中、保険税の収入は大きく増加することは望めず、今後の健全な国民健康保険特別会計の運営のためにも、宇治田原町国民健康保険事業健全化計画に基づき、適切な保険税の設定、さらなる収納率の向上及び保険事業の推進により、医療費の抑制に取り組まれるよう努力されたい。

後期高齢者医療特別会計決算については、後期高齢者医療制度運営のための会計であり、京都府後期高齢者医療広域連合への納付金が主な支出であり、適切に支出されており、決算は良好であると認められる。

介護保険特別会計決算については、高齢化社会を迎えた介護保険制度の浸透により給付対象者が増加する中で、保険事業については、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスや施設介護サービス等の利用に対し、的確な運営を図られている。

また、地域包括支援センターが行う介護予防サービス事業についても、介護予防サービス事業計画に基づき、介護予防支援事業に適切に取り組まれており、保険事業とあわせて、その決算を良好と認める。

今後も、高齢化による要支援・要介護認定者の増に伴い、給付対象者が増加するものと推察されるが、策定された次期計画に基づき、支援や介護を必要としない状態を保つ

ためにも、介護予防対策の充実に向けて積極的な取り組みに努められたい。

奥山田地区簡易水道事業特別会計決算については、維持管理業務が中心で、施設整備に係る起債償還金が歳出の多くを占めている状況の簡易水道事業であったが、上水道との統合整備が終わり、簡易水道特別会計を閉鎖することとなる。上水道への財産の引き継ぎ等適正な会計処理を行う中で、適切な整理を望むところである。

公共下水道事業特別会計決算については、事業開始後、建設工事及び普及促進の各般にわたり努力されてきたことが認められる。今後も引き続き、水洗化率の向上に努力され、未整備地域における事業推進に向け、計画の見直しを行う中において、それぞれの地域に合った手法により、積極的な取り組みを進められたい。住民の健やかで快適な文化生活を推進するため、効率的かつ着実な取り組みを望むものである。

現地調査については、3事業について各現地調査を行ったところであるが、資料及び現地確認の結果、各事業とも適正に執行されていると認められる。

次に、平成26年度宇治田原町水道事業会計決算審査意見書についてご報告いたします。

審査対象は、平成26年度宇治田原町水道事業会計決算書及び関係帳簿、証書類であります。

審査の総括といたしまして、収支予算執行整理簿に基づき、現金出納簿及び総勘定元帳、日計簿、各試算表、出納証書類を余すところなく照査の上、さらに、その内容につき検討を加え、審査をいたしました結果、決算は計数的に正確であり、内容も正確なものであると認める。

事業状況について、給水人口は9,238人になり、前年度に比べ1.1%減少し、料金収入の対象となった年間有収水量は120万5,887m³で、前年度に比べ3.0%減少したが、有収率は83.3%で、前年度に比べ1.7%上昇している。今後も引き続き、年間有収率向上のため水道管の更新等を行うとともに、業務の適切かつ効率的な管理に努められたい。

経営状況については、年間有収水量の減少に伴い、給水収益が3.1%減少しているが、これは、前年度増加に好転した工場等企業の給水量が減少したものである。今後も、給水量の大幅な増加は見込めないことを認識し、給水収益の変動に注視していかなければならない。

水道事業費では、前年度と比べ全体で22%の増加であり、そのほとんどが新会計基準適用の影響があるが、職員給与費、資産減耗費等で実質約2%増加している。

給水原価については、前年度減少した職員給与費、資産減耗費及び前年度に引き続き動力費の増大、そして、新会計基準の適用による減価償却費の増大が最も大きく、約193円となっている。前年度に比べ約39円上がっているが、財務諸表からは、新会計基準の適用による資本の減少及び負債の増加が見られるものの、財政の健全性が維持され、事業運営が図られていると認められる。

単年度収支では、1,181万864円の純利益となり、繰越欠損金を相殺することができたが、主な要因としては、新会計基準の適用による長期前受金で、現金収入を伴わない利益が計上された結果、費用に比べて収益が増加したためである。

今後も、安心して安全な水道水を安定的に将来にわたり供給できるよう、効率的な水道事業経営、第4次拡張事業計画に基づき施設整備に努めるなど、各般にわたり格段の努力を期待する。

また、未収金については、収納確保に取り組まれ、その結果は認められるが、今後もより一層の収納に努められるよう要望する。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成26年度の健全化判断比率及び資金不足比率について報告いたします。

健全化判断比率の各比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに、ゼロ%以下となっている。実質公債費比率は7.3%、将来負担比率もゼロ%以下となり、算定の基礎となる書類にも適正に作成されており、かつ、いずれの比率も早期健全化基準を下回り、良好と認められる。

また、各公営企業会計の資金不足比率についても、実質的な資金不足額はなく、ゼロ%以下となることから、経営健全化基準を下回り、良好であると認められる。

以上のとおり、平成26年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の審査を行い、意見となる事柄につき列記しましたが、今後においても人口減少、少子・高齢化等により、本町を取り巻く状況は厳しい状況で推移することが予想される場所であるが、中長期的な視野に立ち、なお一層、適切な事務執行に努められることを期待し、監査の意見といたします。

宇治田原町監査委員、青山美義。

○議長（田中 修） 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております7議案につきましては、いずれも平成26年度決算認定であります。決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査す

ることにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、7議案につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎決算特別委員会の設置について

○議長(田中 修) 日程第19、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、監査委員を除く11名を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、議員11名を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

直ちに、決算特別委員会を開催いたしますので、委員会室にご参集ください。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時07分

○議長(田中 修) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長の選任が行われましたので、その結果を発表いたします。

決算特別委員会委員長に2番、内田文夫君、副委員長に3番、山内実貴子君と決定されましたので、ご報告申し上げます。

◎意見書第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(田中 修) 日程第20、意見書第1号、憲法違反の「安全保障関連法案」の撤回・廃案を求める意見書(案)を議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。今西久美子君。

○5番(今西久美子) それでは、意見書第1号、憲法違反の「安全保障関連法案」の撤回・廃案を求める意見書(案)につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

意見書(案)につきましては、お手元に配付をさせていただいております。

現在国会で審議をされておりますこの安全保障関連法案につきましては、審議が進むほど問題点が浮き彫りになり、政府が答弁に詰まって審議が中断するといったこともた

びたび起きております。意見書にも書いておりますけれども、多くの憲法学者や、歴代の内閣法制局長官経験者におきましても、違憲だとの表明をされておりますし、また今、学生さんや子育て真っ最中のお母さん、芸能人の皆さん、大学の先生や弁護士などなど幅広い人々の間で、本法案に反対の声が上がっています。また、憲法の番人である最高裁のトップである長官が安保法案を違憲だとする見解を示したと、昨日の朝日新聞が一面で報じておりました。

さらに、政党でいえば、民主党、維新の党、社民党、生活の党、共産党はもちろんのことですが、広島県の庄原市では、地元選出の自民党の県会議員さんが呼びかけた超党派の反対運動が広がっていたり、愛知県の武豊町では公明党の町会議員さんが平和の党を掲げてきたのに失望したとのことで、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を提出されるなど、与党の中にも反対の動きが広がっています。

また、8月30日に国会を包囲した安保法案反対のデモは10万人を超え、それだけでなく全国津々浦々でも同様に多くの国民が反対の意思を示しています。世論調査におきましても、国民の7割が説明不足だと答え、反対は6割を超えています。憲法違反の本法案は、撤回・廃案にするしかないと考えます。

議員諸侯におかれましては、住民の声を真摯に受けとめていただき、ご賛同いただきますようお願いをし、提案理由の説明といたします。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手少数。よって、本意見書は、否決することに決しました。

◎意見書第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（田中 修） 日程第21、意見書第2号、「安全保障法制」の慎重審議を求める

意見書（案）を議題と致します。

提出者より、提案理由の説明を求めます。原田周一君。

○9番（原田周一） 意見書第2号、「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書。

お手元に配付のこの意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

今国会で審議されている国際支援平和法案、平和安全法制整備法案は、7月16日の衆議院での強行採決以降、参議院での審議及び報道各社の世論調査を見ても、国民の7割が「政府は納得のいく説明がなされていない」と答え、十分な理解のないまま議論が進行していると言わざるを得ない。

政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならない事例には、専守防衛に徹する観点からは疑問の声が上がっていることを鑑みても、さらなる議論が必要である。

本法案は、集団的自衛権の行使を容認し、戦後70年間、我が国が平和憲法のもと貫いてきた原則を大きく左右するものである。

政府は、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命・財産及び我が国の領土・領海を確実に守る観点から、安全保障政策を構築する責任がある。

宇治田原町議会として決議し、平成元年施行の非核・平和都市宣言は、恒久平和の理念を日常生活の中に生かし、子々孫々継承するものである。

政府及び国会におかれては、安保法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受けとめ、国会での審議を慎重、丁寧に進めるよう要請する。

趣旨ご理解の上、議員諸侯の賛成をお願いいたします。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手少数。よって、本意見書は、否決することに決しました。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。本日は、これに

て散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、本日は、これにて散会することに決しました。

次回は9月8日午前10時より会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日付託いたしました各議案につきましては、それぞれの所管において十分な審査をお願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

散 会 午前11時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 今 西 久 美 子

署 名 議 員 垣 内 秋 弘